



2016年2月1日

事務所ニュース Vol.207

◎マイナンバーの記載が必要な届出（雇用保険）

平成 28 年 1 月から、雇用保険の届出にマイナンバーの記載が必要になります。

マイナンバーの記載が必要になる届出・申請書など

- ・雇用保険被保険者資格取得届
- ・雇用保険被保険者資格喪失届
- ・高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回) 高年齢雇用継続給付支給申請書
- ・育児休業給付受給資格確認票・(初回) 育児休業給付金支給申請書
- ・介護休業給付金支給申請書



*例えば、平成 28 年 1 月以降に新入社員の手続をする場合は、現在入社記入票に必要な書類（雇用保険被保険者証等）を添付して頂いておりますが、雇用保険の手続をするにあたりこれからはマイナンバー（個人番号）も必要です。

雇用保険手続の際に個人番号を届け出ることが義務づけされていますが、個人番号の記載がない場合でも直ちに申請の受理を拒否されるものではありません。但しその場合は、後日個人番号の届け出と確認資料の提出が必要になります。

手続上、従業員様のマイナンバーを当事務所が取得する必要がありますので、ご協力の程、宜しくお願ひ致します。

☆当事務所からのお願い

当事務所では、事業所様の保険関係手続を行う際に原則として電子申請を利用しております。電子申請のメリットは、従来の紙媒体を利用した場合と比較して、早く、安全に手続が完了する点にあります。今後は手続にマイナンバーの記載が必要になる事もあり、より安全な事務処理が求められています。

当事務所では引き続き電子申請の利用を積極的に進めていく予定です。その際に必要な「提出代行に関する証明書」のご提出を頂いていない事業所様には再度提出をお願いする予定です。今一度、ご検討の上ご理解ご協力賜りますようお願い致します。

◎マイナンバー制度の活用（労災年金）

労災年金についても、マイナンバーを活用し、他機関と情報連携を行います。
これにより請求書の添付書類を省略することができ、手続の負担が軽減されます。

・マイナンバーの記載欄が設けられる様式（平成 28 年 1 月 開始）

- ・障害補償給付支給請求書 障害特別支給金 障害特別年金 障害特別一時金 支給申請書 業務災害用（告示様式第 10 号）
- ・遺族補償年金支給請求書 遺族特別支給金 遺族特別年金 支給申請書 業務災害用（告示様式第 12 号）
- ・遺族補償年金 遺族年金転給等請求書 遺族特別年金転給等申請書（告示様式第 13 号）
- ・傷病の状態等に関する届（告示様式第 16 号の 2）
- ・障害給付支給請求書 障害特別支給金 障害特別年金 障害特別一時金 支給申請書 通勤災害用（告示様式第 16 号の 7）
- ・遺族年金支給請求書 遺族特別支給金 遺族特別年金 支給申請書 通勤災害用（告示様式第 16 号の 8）
- ・年金たる保険給付の受給権者の住所・氏名・年金の払渡金融機関等変更届（告示様式第 19 号）

*労災保険では労災年金の様式以外でのマイナンバーの記載は必要ありません。
例えば、業務災害などで休業をした場合の休業補償給付支給請求書にはマイナンバーの記載は必要ありません。

◎日本年金機構におけるマイナンバーへの対応

日本年金機構においては、マイナンバーの利用が延期になっています。

・日本年金機構に提出する住民票について

○添付書類で住民票が必要な場合は、当分の間、マイナンバーの記載のないものを提出下さい。
マイナンバーが記載された書類の受付はできませんので、ご注意下さい。

○当事務所からのお知らせ

- ・労働保険料第 3 期分の納付について
労働保険料第 3 期分納付がお済みでない事業所様は、至急ご入金をお願い致します。

後記

早いもので今年も 1 ヶ月が過ぎましたね。
2 年程前から歩き出した東海道、先日やっと綺麗に富士山が見えました。
しかし、私が見た時は暖冬のせいか雪が全然なく写真でよく見る風景ではありませんでしたが、富士山を見るとテンションが上がるのはなぜでしょうか（笑）今年の秋ごろには完歩の予定です。これからも頑張って歩きたいと思います。（H）

